

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「 藤枝市手話言語条例 」 (案)
「 藤枝市手話言語条例 」 (案) に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容 (要約) 及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	49 人
(2) 提出された意見の数	23 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	4 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	1 件
(3) 今後の参考とする意見	18 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他 (質問含む)	0 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	「手話は言語である」と明記してほしい。	条例の前文に明記させていただきます。	反映した意見
2	第8条「協議の場を設けるものとする」を「ろう者 (同行者含む) ・市民・事業者及びろう者-障がい者についての専門家などとの協議の場を設けるものとする」というように具体的に明記したほうが良い。	条例第8条に具体的なメンバーを明記し、協議の場には、当事者であるろう者及び手話通訳者などの関係者をメンバーに入れるよう努めてまいります。	反映した意見
3	冒頭の前分で「ミラノにおける第2回国際ろう教育国際会議」部分、「国際」が重複しています。ご確認ください。	正式名称は英語で「Second International Congress on the Education of the Deaf」とのことです。日本語での訳語に揺れがあり、「第2回国際ろう教育国際会議」「第2回国際ろう教育会議」「第2回世界ろう教育国際会議」との表記があるようです。確かに「国際」が重複しているため、シンプルな「第2回国際ろう教育会議」に訂正します。	反映した意見
4	前文「障害者の権利に関する条約 (以下「条約」という。) 及び障害者基本法 (昭和45年法律第84号。以下「法」という。)」の部分で法律制定年を入れるのであれば「手話が言語」と明記された年も入れていただきたい。	条例の前文に明記させていただきます。	反映した意見

5	第2条（2）聴覚に障害があるのは、ろう者だけではない。難聴者も含めるべき。中途失聴者や加齢による難聴者も少なからず存在しているので、手話を言語として生活を営むことをポイントにすると、広義の定義になるかなと思う。	中途失聴者及び難聴者の対応についても重要であると考え、第2条での「ろう者」の定義では、聴覚に障害があり手話を言語として使用する中途失聴者及び難聴者も含まれるよう定めております。	既に盛り込み済みの意見
6	条文を何度も見られるように分かりやすく手話動画でホームページにアップして欲しいです。	関係者団体と手話動画の作成に向けて協議中です。	今後の参考とする意見
7	協議の場について、年に何回、いつ場を設けるか明記してください。評価・検証の結果について、定期的に公表し、公表の期日を設けてください。	協議の場について、年度当初の計画、事業実施後の評価・検証、そして次年度の取組など、事業の進捗に応じ開催していきたいと考えています。具体的な開催回数や時期などの詳細は、条例とは別に要綱を定め実施してまいります。	今後の参考とする意見
8	「手話言語で生活しやすい環境づくり」について。耳が聞こえないために電話ができない聴覚障害者のために、「手話リンク」の導入をしてほしい。	現在「手話リンク」の導入について検討しております。「手話リンク」を含め、今回いただいた貴重なご意見について、新たに作る協議の場において話し合いを行ってまいりたいと思います。	今後の参考とする意見
9	手話を他の国の言語と同じように「言語」として認めていただくのであれば外国語と同じように対応していただけることを望みます。	条例案第7条にもあるように、手話言語への理解促進及び普及、そして使用しやすい環境づくりに努めてまいります。	今後の参考とする意見
10	藤枝市の市民が手話を学ぶことができる、関心をもつことができる具体的な計画を策定していただきたいです。	これまでも市民参加型の「手話奉仕員養成講座」等を行ってきましたが、今後は新たに設ける協議の場において、当事者であるろう者及び手話通訳者などの関係者と、具体的な取組について検討してまいります。	今後の参考とする意見
11	市が実際の普及活動の中で、事業者だけでなく市民個人が手話が通じない場合は手話言語によるサービスが利用できることの周知も含めていただきたい。	現在実施しております「手話通訳者派遣事業」の更なる周知及び、今後においては手話言語に関する情報発信の方法についても、協議の場において検討してまいりたいと考えております。	今後の参考とする意見
12	第3条 基本理念は、その通りであるが、「手話言語で生活しやすい環境」とは、具体的にどんな環境のことか、行政サイドは説明できるようにしてほしい。絵に描いた餅では、条例の意味がないと思う。	「手話言語で生活しやすい環境」については、協議の場においてろう者及び通訳者等の関係者ととも考え、環境整備に努めてまいります。	今後の参考とする意見

13	<p>前文に「手話言語は、手指や体の動き等を用いる独自の言語体系」とありますが、そこに「表情」という言葉がないのが残念に思いました。体の動きの中に表情も含まれているのだと想像はつきましたが、サークルで「手話は表情が大切」と繰り返し事あるごとに言われ続けてきて、それが手話の大きな特徴であり魅力だと今は心から思えるからです。</p>	<p>前文にある該当箇所は、手話言語の特性を簡潔に示す趣旨であり、「手指や体の動き等」に表情等も含むものと考えております。確かに手話を実践する中で表情は大切ですね。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
14	<p>広報ふじえだに手話の豆知識を載せてほしい。</p>	<p>「手話」や「手話言語」についての豆知識や特集などの掲載を検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
15	<p>平等で均質な手話サービスを提供するためには手話通訳者の職業化が極めて重要で、藤枝市が率先して手話通訳者を外国語の通訳者と同様に職業として成り立つような仕組みの構築に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>手話通訳者の養成及び人材育成は喫緊の課題であると考えております。新たな制度の構築などろう者の生活環境が今以上に向上するような取り組みを検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
16	<p>予算措置に関する条文を入れてほしい。</p>	<p>施策推進には財政面の裏付けが重要であるとのこと指摘は、市としても重く受け止めております。一方、本市では、条例に財政措置規定を置くことで予算が必ず担保されるとの誤解を招く恐れがあるため、現在、原則として条例に盛り込まない方針としております。なお、条文の有無にかかわらず、本条例の目的の実現に必要な事業については、毎年度の予算編成の中で必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
17	<p>人生の途中で聞こえにくくなった人、聞こえなくなった人が手話を必要として、覚えたいと望んだ時に今ある手話サークル以外に中途失聴・難聴者が手話を安心して学べる場の配慮が必要。今ある手話サークルでは聞こえる人が対象、通訳者を育てる目的が大きく、中途失聴・難聴者が参加してもサークル内の説明が聞こえず合理的配慮も受けられず、学ぶこと自体に支障があり、合理的配慮＝文字による情報保障が必要です。藤枝市民なら誰でも手話にアクセスできる環境整備を作ってください。</p>	<p>本条例は、手話は言語であると定め、手話言語の理解及び普及を目的としています。また、本条例第2条の定義の中で「ろう者」とは聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者としています。ここには、手話を使う中途失聴者・難聴者も含まれると考えています。ご意見いただきました中途失聴者・難聴者の情報保障や環境整備等につきましては、情報アクセシビリティの観点となり、手話言語条例とは別で対応を考えてまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>

18	手話言語による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充は示されていますが、特に、市役所に配置されている専任手話通訳者の正規職員化などの処遇改善について明記することを望みます。	本市では、手話通訳者派遣事業運営委員会を開催し、ろう者及び手話通訳者の代表よりご意見をいただき、環境改善に努めてまいりました。手話通訳者の処遇については他市と同等の処遇であります。手話通訳者の確保や人材育成は重要な課題であり、今後も引き続き関係者を含め話し合いながら、手話通訳者及び専任手話通訳者の働く環境の改善に努めてまいります。	今後の参考とする意見
19	以前、娘が藤枝市内の介護施設に勤めていました。聾啞の方が短期入所を利用することになりましたが、手話のできる職員がほとんどいなかったため、一度きりの利用で、再度利用されることはなかったそうです。それから10年以上経ち、娘も転職してしまい今の介護業界がどうなっているのかわかりませんが、かつてより手話のできる介護士さんが増え、言語の壁でサービスを利用できない方が減っていることを願っています。	今回の手話言語条例が制定及び施行され、本市での手話言語に対する普及及び理解が進み、言葉の壁がなくなるよう努めてまいります。	今後の参考とする意見
20	手話通訳者が必要だと思います。	手話通訳者の養成及び人材育成は喫緊の課題であると考えております。本市ではこの課題に対し、条例の施行とともに、当事者であるろう者や手話通訳者など関係者と協議を深め対策を検討してまいります。	今後の参考とする意見
21	外見から見て障害が分かりにくい聴覚障害者にとって、「手話は言語」という事を市民に知っていただき、理解していただく事が安心して暮らせる第一歩だと思います。デフリンピックが開催された昨年、手話が今迄以上注目されました。一過性で終わらず、より一層の理解が生まれるように、藤枝市手話言語条例の制定を求めます。そして施策に対ししっかり予算を取っていただき、その後の協議、評価、検証等を行い、「ろう者が安心して暮らせる町、藤枝」を市民全員で実現していければ素晴らしいですね。	当事者であるろう者や手話通訳者の代表者からなる条例制定委員会と協議を重ね、藤枝市の手話言語条例案を作りました。条例の制定された後には、関係者で協議の場を設け、ひとりでも多くの市民に理解していただくことでろう者が安心して暮らせるまちの実現に向け進めてまいりたいと考えております。	今後の参考とする意見
22	柏屋・博物館・駅等音声による案内や解説がありますが、字幕だったり、視覚で確認出来る掲示板が有るといいと思う。これは、聴こえない人だけの為でなく、高齢者にも必要な配慮だと思う。いろんなイベントでも、放送、拡声器でお知らせ・案内があっても、大きくボードに書いたりして、目で見て分かる様に心掛けてもらえたらいいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。	今後の参考とする意見

23	<ul style="list-style-type: none"> ・手話の講習や手話について学べる機会を増やしてもらいたいです。 ・義務教育期間中にろう者や障がい者について学ぶ機会も必要ではないでしょうか。 ・手話の普及にあたって、市立小中学校で授業の一貫としての手話教室を提案します。 ・学校の授業で、手話言語があると、話せる人が増え、ろう者を安らげ、災害時等安全に役立つ。 ・手話言語も成人してから学ぶよりも言語獲得期に日本語と並行して学ぶのがよいかと思います。翻って、ろう難聴児は、聾学校（聴覚特別支援学校）に在籍している子もいますが、最近は地域の学校に通学するケースが増えるなど傾向が変わってきています。共生教育は待ったなし！です。 ・藤枝市が手話を支援しているというメッセージを広報や駅などに積極的に表示して「サッカーの町藤枝」的なアピールをやって欲しい。 ・福祉の授業ではなく言葉として英語科目のように手話科目があっても良いと思う。 ・手話を覚える為の講座など、手話に関わるきっかけを増やして欲しい。 ・希望する聞こえない子どもが第一言語で手話を学び、手話で教育を受けられるようになって欲しいと共に、高齢者の日本手話を映像などで残しておけるようにして欲しいです。このような条例があることを忘れないように、毎年イベントなどがあるといいと思います。 ・啓発活動を頻繁に行う必要があり、特に災害時緊急情報の手話対応は優先的に行なってほしい。 	<p>様々なご意見ありがとうございます。市役所内の関係部署で連携し検討すると共に、新たに設置する協議の場においても、手話言語の新たな事業として検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
----	---	---	-------------------

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝市手話言語条例（案）
----	---

意見公表場所	藤枝市役所障害福祉課、岡部支所、各地区交流センター、文化センター
--------	----------------------------------

担 当 課	<p>藤枝市 健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係 （担当者 望月・石川）</p> <p>電話 : 054-643-3294（内線 4056）</p> <p>電子メール : shougai@city.fujieda.lg.jp</p>
-------	--